



本章では、よろず支援拠点の制度的な位置づけと役割を整理するとともに、中小企業診断士と、よろず支援拠点におけるコーディネーター（以下、Co）活動との関係性に焦点を当て、その仕組みや特徴について記述する。

## 1 よろず支援拠点とは

### (1) 制度概要と支援の基本的な考え方

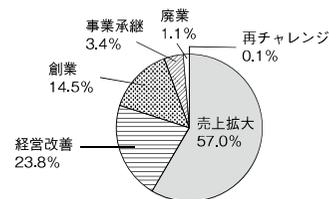
よろず支援拠点は、中小企業庁が全国に設置する公的な経営相談窓口であり、中小企業・小規模事業者が多様な経営課題について無料で相談できる支援機関である。経営環境の変化に対応するため、分野を限定しない総合的な支援をワンストップで提供している。

#### ①課題未整理段階から利用できる支援窓口

よろず支援拠点の制度上の大きな特徴の一つは、相談内容が整理されていない段階の事業者であっても利用できる点にある。

相談内容は、売上拡大や販路開拓に限らず、商品開発、事業承継、業務改善など経営全般に及び、事業者の成長段階や経営環境に応じて幅広く受け付けている（図表1）。

図表1 よろず支援拠点の活動実績



出所：よろず支援拠点全国本部「令和6年度 相談内容内訳」

特定分野に限定せず、経営に関するあらゆる相談を入り口とする総合相談窓口として位置づけられている点が、制度の根幹となっている。

#### ②ワンストップ相談と高度専門家支援体制

よろず支援拠点では、ワンストップ相談を起点としつつ、限られた時間ですべての課題を整理することは難しい。そのため、各県の拠点では特性を生かした運営により、初期相談から専門支援までを一体的に提供し、事業者が迷わず必要な支援にアクセスできる体制を整えている。

### (2) 寄せられる相談内容と特徴

#### ①売上拡大を中心とした成長支援の相談

幅広い相談内容のうち、売上拡大に関する相談

が最も多い。ホームページやSNSを活用した情報発信、チラシなどのデザイン、製品・サービスのPR、クラウドファンディングなど、多様な手法に関する相談が寄せられている（図表2）。これらの相談は単一施策にとどまらず、経営全体の見直しにつながるケースも少なくない。

図表2 相談の種類とその内訳

相談の種類	よろず支援拠点への主な相談内容
売上拡大	ホームページ・SNSを活用した広報、チラシなどのデザイン、製品・サービスのPR、クラウドファンディング
商品開発 経営革新	新商品・新サービスの開発、新技術の開発、新たな取組の開始、DX
事業承継	事業承継・後継者問題、経営改善、M&A、資金調達、補助金活用
海外展開	海外販売、海外生産、現地法人設立
現場改善	生産性向上、人手不足対策、価格転嫁、リスクリテラシー導入、後継者育成、IT化推進、就業規則などの整備、経営に関する法的対応

出所：茨城県よろず支援拠点（2026年）

#### ②成長・継続・展開に関する課題への対応

また、よろず支援拠点には、企業の成長や事業継続、新展開に関する多様な経営相談も寄せられている。こうした経営の各段階・各局面に応じた相談について、Coの専門性や特性に応じて対応している点は、全国のよろず支援拠点に共通する特徴である。

## 2 中小企業診断士とCo活動の関係

### (1) 中小企業診断士との親和性

#### ①求められる役割と支援スタイル

よろず支援拠点におけるCo活動は、経営全般を俯瞰しながら課題整理と方向性を示す業務であり、中小企業診断士の専門性と高い親和性を有し

ている。ヒアリングを通じて課題を整理する支援スタイルは、経営全般の知識と分析力を体系的に習得した中小企業診断士の資質と合致している。

#### ②課題整理力と本質的課題の抽出

Coの主な役割は、相談者の話を丁寧に聞き取り、経営課題を整理したうえで解決の方向性を示すことである。こうした課題整理力は、中小企業診断士の中核的な資質の一つである。

### (2) Co活動を通じた実務理解の深化

#### ①公的支援実務の段階的な習得

一方で、中小企業診断士のなかには、民間コンサルティング経験は豊富だが、公的支援の実務経験を持たない者も少なくない。だが、よろず支援拠点のCo活動を通じて、公的支援の考え方や制度への理解を段階的に深めることが可能である。

#### ②中小企業診断士のさらなる専門性向上の場

よろず支援拠点での支援活動は、中小企業診断士が専門性を実務のなかで発揮し、幅広い経験を積み場として機能しており、その詳細については第2章で説明する。

以上のとおり、中小企業診断士とよろず支援拠点のCo活動は、制度設計および支援思想の面で補完的な関係にある。全国共通の枠組みのもとで、中小企業診断士の専門性が拠点の支援機能を支えている点が、本章の要点である。次章では、この考え方を前提に、茨城県よろず支援拠点の体制や具体的な取り組みについて詳述する。

なお、全8章のうち、令和8年度以降の取り組みに関する記載は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、本事業の実施は当該予算案の可決・成立が前提となっている。今後の国会審議の状況によっては、事業内容などが変更される可能性があることをあらかじめご留意いただきたい。